

分析手数料は1項目あたり以下の通りとする。

(単位:円)

分析項目	手数料 (税抜)	特記事項	分析項目	手数料 (税抜)	特記事項
全窒素分(燃焼法)	1500		アルコール分	1500	
全窒素分(ケルダール法)	3000	方法指定の場合のみ受託	ホルモール窒素分	3000	
食塩分(電位差滴定法)	750		酸度(I・II)	2000	
食塩分(モール法)	1500	方法指定の場合のみ受託	pH	1000	
糖用屈折計示度(Brix)	750		水分活性	2000	
無塩可溶性固形分	※ ₁	食塩分+Brix(食塩分の分析方法により異なります。下記参照)	比重	750	
色度	200		密度	750	
直接還元糖分	3000		重ボーマ度	750	
性状(官能検査)	800		レブリン酸反応(定性)	3000	
栄養成分(公定法)	15000	分析項目(熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量)	カラメル色素(定性)	2000	
栄養成分(簡易法)	3000	※注意事項7および8を参照	内容量	500	表示量1.8リットル以下のもの
水分	2000		異物	1000	
灰分	2000		グルタミン酸の定量	3000	
脂質	3000		アミン分析	5000	分析項目(ヒスタミン・チラミン)
			アミノ酸の定量	30000	※ ₂ アミノ酸16種類(下記参照)

証明書関係

追加・再発行(1枚につき)	1000	発効日より2年以内のものに限る
---------------	------	-----------------

※₁無塩可溶性固形分の手数料

①食塩分(電位差滴定)+Brixの場合 : 1500円

②食塩分(モール法)+Brixの場合 : 2250円

※₂アミノ酸16種類

(アルギニン、アラニン、リジン、グリシン、ヒスチジン、プロリン、フェニルアラニン、グルタミン酸、チロシン、セリン、ロイシン、スレオニン、イソロイシン、アスパラギン酸、メチオニン、バリン)

【注意事項】 ※ご依頼前に必ずお読みください

- この分析手数料は通常料金です。別途、消費税がかかります。また、日本醤油協会および全国醤油工業協同組合連合会の会員外の方は、10割増しとなります。

2. 分析対象の検体は「しょうゆ、めん類等用つゆ、およびしょうゆ加工品」です。
油分が多く含まれている等、正確な定量が難しい検体は受託できない場合がございますので、このような検体をご依頼の際には必ず事前にご相談ください。
3. 分析に必要な検体量は以下の通りです。足りない場合は受託できない場合がございますので十分な検体量をご送付ください。
 - ・ 分析5項目未満の場合(栄養成分分析除く) : 200ml 以上
 - ・ 分析5項目以上 または 栄養成分分析の場合(公定法・NIR簡易法どちらも) : 500ml以上
4. 分析結果報告と分析手数料のお支払いについて
分析結果報告までのおよその日数をお知りになりたい場合は、別途お問い合わせください。分析結果が出ましたら、試験成績証明書をFAXにて送信致します。その後、一週間程度で「試験成績証明書原本、請求書、払い込み用紙」を併せて郵送致しますので、お支払いをお願い致します。証明書原本等の送付をお急ぎの場合は別途ご連絡ください。
5. 全窒素分(ケルダール法)と食塩分(モール法)は分析方法指定の場合のみ受託いたします。
指定のない場合は、全窒素分(燃烧法)と食塩分(電位差滴定法)での分析結果報告になりますのであらかじめご了承ください。
6. 無塩可溶性固形分の算出のために、食塩分と糖用屈折計示度の分析を行っております。
無塩可溶性固形分の結果に合わせて、そちらもお知らせいたします。また、この際に行った食塩分の分析方法での結果をもとに算出いたします。(分析方法の指定がない場合は電位差滴定法での結果。モール法指定の場合は、その分析結果をもとに算出いたします)
それにより分析手数料が異なりますので、ご注意ください。
7. 栄養成分分析について。(共通)
栄養成分分析をご依頼の際は、分析依頼書に「栄養成分(公定法)」または「栄養成分(簡易法)」など、**分析方法を必ずご明記ください。**
また、たんぱく質の算出方法が異なるため、しょうゆの場合は「しょうゆ」、それ以外の場合は「その他」や「しょうゆ加工品」等の該当項目をご記載ください。
8. 栄養成分(簡易法)について。
近赤外分光法(NIR)装置による分析値(推定値)になります。分析項目は公定法と同じ(熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量)ですが、検体によっては公定法で分析した結果と20%以上の差が出る可能性がございます。併せて、この分析結果を表示に使用する場合には「推定値」等の表示が必要となります。
また、減塩・うす塩等の「食塩分が低減された旨」を表示したいものに簡易法での分析値を表示することはできませんので、このような検体は受託いたしません。
ご注意ください。(表示には公定法での分析が必要となるため。そのようなものは栄養成分(公定法)でご依頼ください)
9. 水分活性について。
センサーフィルターを取り付ける必要があるため、検体に以下のようなものが含まれている場合は、その旨を分析依頼書に明記ください。
 - ・酢酸
 - ・ワサビやカレー、唐辛子等の刺激の強い香辛料
 - ・5%以上のアルコール
10. 証明書関係の追加・再発行について。
発行日より2年以内のものに限り、有償で追加・再発行を受託いたします。これを経過したものについては受託できかねますので、あらかじめご了承ください。